

# 香川県自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案） について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

くらし安全安心課 交通安全推進グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3230/FAX:087-806-0244

E-mail:kurashi@pref.kagawa.lg.jp

令和3年8月6日（金）から令和3年9月6日（金）まで、香川県自転車の安全利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、1個人と1団体から合計3件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございました。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 1件  
団体 1件  
合計 2件

〈提出されたご意見の数〉

自転車損害保険等への加入義務化に関すること 1件  
広報及び啓発に関すること 1件  
罰則規定に関すること 1件  
合 計 3件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
自転車損害保険等への加入義務化に関すること	
自転車損害保険等への加入状況を完全に確認する仕組みがなく、公平に加入義務化が進んでいるかの効果測定が曖昧であることから、加入義務化には反対する。 まず、保険等に関する情報提供や加入確認の努力義務化から段階的に進めるべき。	自転車損害保険等への加入義務化により保険加入を促進することは、事故被害者の確実な救済のほか、事故の危険性を認識していただくことにより、自転車の安全利用意識の向上に繋がるものと考えております。 なお、現状では、加入状況を正確に確認する仕組みがないことから、罰則を設けることは考えていません。

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
<p>広報及び啓発に関すること</p>	
<p>条例の認知度を上げるため、「広報及び啓発」に係る条文を追記してはどうか。他県の条例では、県が行う広報啓発について記載されているものがある。</p>	<p>現行の条例では、県の責務として、交通事故を防止するための総合的かつ計画的な施策を実施する旨規定しています。</p> <p>これにより、条例の周知に当たっては、これまでに、県広報誌やテレビ、新聞のほか、リーフレットやWEB動画など様々な媒体を活用して行ってきたところであり、今後も引き続き、効果的な広報啓発に努めてまいります。</p>
<p>罰則規定に関すること</p>	
<p>条例に重みをもたせるため、自転車損害保険等未加入者に罰則を科す規定を設けてはどうか。</p> <p>現状では、未加入者を把握することはできないが、事故時に保険加入の有無を確認する等、弾力的な運用でもよいと思う。</p>	<p>損害を賠償する保険の種類は多岐にわたっており、現状では、自転車損害保険等への加入状況を正確に確認する仕組みがなく、公平に罰則を適用することができないことから、現時点では、罰則を設けることは考えていません。</p>